

# 看護師養成所(2年課程)自己点検表(新カリキュラム)

養成施設名: たちばな医療専門学校

課程の別: 2年課程

全日・定時・その他( )

修業年限: ( 3 ) 年

施行令…保健師助産師看護師法施行令

指定規則…保健師助産師看護師学校養成所指定規則

ガイドライン…看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン(平成27年3月31日医政発0331第21号厚生労働省医政局長通知)

○:適  
×:否  
/:該当無し

判定

| 点検項目                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                      | 法令等              | 判定 | 確認書類                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|------------------|----|-----------------------|
| <b>1 学則に関する事項</b>                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                      |                  |    |                       |
| (1) 養成所毎に定めているか。                                                                                                                                                                                                                                                                            | ガイドライン第3-1                                                           | ○                |    |                       |
| (2) 学則の中には、次の事項を記載しているか。<br>・設置の目的・名称・位置・養成所名・課程名・定員(入学定員・総定員・クラス人数)<br>・修業年限、学期及び授業を行わない日に関する事項<br>・教育課程及び単位数の認定に関する事項<br>・成績の評価及び単位の認定に関する事項<br>・大学や他の学校養成所等で修得した単位の認定に関する事項<br>・入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項<br>・教職員の組織に関する事項<br>・運営を行うための会議に関する事項<br>・学生の健康管理に関する事項<br>・授業料、入学科、その他の費用徴収に関する事項 | ガイドライン第3-2                                                           | ○                |    |                       |
| (3) 次の事項について学則の細則を定めているか。<br>・入学の選考・成績評価及び卒業の認定・健康管理・教職員の所掌事務<br>・諸会議の運営・検定料、入学科、授業料等の金額及び費用徴収の方法<br>・図書室管理・自己点検・自己評価                                                                                                                                                                       | ガイドライン第3-3                                                           | ○                |    |                       |
| <b>2 学生に関する事項</b>                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                      |                  |    |                       |
| (1) 入所資格を有しない者を入所させていないか。(①又は②に該当する者か。)<br>① 免許を受けた後3年以上業務に従事している准看護師<br>② 高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師                                                                                                                                                                                        | 指定規則第4条第2項第1号                                                        | ○                |    | ・学則<br>・募集要項<br>・各種規程 |
| (2) 入学資格の確認は、以下の書類を提出させ確実にやっているか。<br>① 准看護師免許証の写し<br>② 准看護師として3年以上業務に従事した旨の就業証明書(免許取得後3年以上就業した准看護師)<br>③ 高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書(高等学校又は中等教育学校を卒業した准看護師)                                                                                                                                 | ガイドライン第4-1イ(イ)                                                       | ○                |    | ・学生から提出された書類          |
| (3) 入学選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等に基づき、適正に行っているか。                                                                                                                                                                                                                                             | ガイドライン第4-2(1)                                                        | ○                |    |                       |
| (4) 看護師としての能力や適性に関わりのない事項(体型、年齢、家族関係、色覚、医療機関への勤務の可否等)で入学制限はしていないか。                                                                                                                                                                                                                          | ガイドライン第4-2(2)                                                        | ○                |    |                       |
| (5) 他の分野で働く社会人に対して、その経験に配慮した入試を設けているか(望ましい。)                                                                                                                                                                                                                                                | ガイドライン第4-2(3)                                                        | ○                |    |                       |
| (6) 入学の選考にかかわりのない書類(戸籍抄本、家族調書等)を提出させていないか。                                                                                                                                                                                                                                                  | ガイドライン第4-2(4)                                                        | ○                |    |                       |
| (7) 学生の卒業は、学生の成績を評価して認めているか。                                                                                                                                                                                                                                                                | ガイドライン第4-3(1)                                                        | ○                |    |                       |
| (8) 欠席日数が出席すべき日数の1/3を超える者を、卒業させていないか。                                                                                                                                                                                                                                                       | ガイドライン第4-3(2)                                                        | ○                |    |                       |
| (9) 学生又はこれになろうとする者が、特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取り扱いをしていないか。                                                                                                                                                                                                                            | 指定規則第4条第2項第12号<br>ガイドライン第4-4(1)                                      | ○                |    |                       |
| (10) 奨学金の受給について、学生又はこれになろうとする者に対して、的確な情報提供や必要に応じた助言、指導等を行っているか。                                                                                                                                                                                                                             | ガイドライン第4-4(2)                                                        | ○                |    |                       |
| (11) 医療機関に勤務している学生が看護師等の資格を有しない場合に、法律に反する業務をおこなないように指導しているか。                                                                                                                                                                                                                                | ガイドライン第4-4(3)                                                        | ○                |    |                       |
| (12) 留学生を受け入れる際は、教育指導の観点から、指定規則に定める専任教員に加えて、必要に応じて担当する専任教員をおいているか。                                                                                                                                                                                                                          | ガイドライン第4-5(1)                                                        | /                |    |                       |
| (13) 留学生の日常生活に関して、十分な支援や指導を行えるよう、必要な体制を整備しているか。                                                                                                                                                                                                                                             | ガイドライン第4-5(2)                                                        | /                |    |                       |
| (14) 留学生の受入に際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認しているか。                                                                                                                                                                                                                                                  | ガイドライン第4-5(3)                                                        | /                |    |                       |
| (15) 留学生に対し、次の事項に留意しているか。<br>① 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。<br>② 奨学資金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。<br>③ 学内の試験等については特別な扱いを行わないこと。<br>④ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。                                                                         | ガイドライン第4-5(3)ア<br>ガイドライン第4-5(3)イ<br>ガイドライン第4-5(3)ウ<br>ガイドライン第4-5(3)エ | /<br>/<br>/<br>/ |    |                       |

看護師養成所(2年課程)自己点検表(新カリキュラム)

| 点検項目                                                                                                                                                                          |                                                                         | 法令等                            | 判定 | 確認書類                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|----|-------------------------|
| <b>3 教員等に関する事項</b>                                                                                                                                                            |                                                                         |                                |    |                         |
| (1) 教員および専任教員の数は不足していないか。(①, ②を満たしていること)                                                                                                                                      | ① 教員は指定規則別表3-2に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち7人以上は看護師の資格を有する専任教員としている。 | 指定規則第4条第2項第4号<br>ガイドライン第5-1(8) | ×  | ・教員一覧<br>・履歴書           |
|                                                                                                                                                                               | ② 定時制にあっては、学生総定員が120人を超える場合には、学生が30人を増すごとに1人増員すること。                     | ガイドライン第5-1(9)                  |    |                         |
| (2) 専任教員は以下のいずれにも該当する者であるか。                                                                                                                                                   |                                                                         |                                | ○  | ・免許証又は資格証等の写し<br>(原本確認) |
| ① 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者                                                                                                                                                 |                                                                         |                                |    |                         |
| ② 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者                                                                                                                       |                                                                         |                                |    |                         |
| または、以下の要件に該当する者であるか。                                                                                                                                                          |                                                                         | ガイドライン第5-1(3)                  | ○  |                         |
| 保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3-2の専門分野の教育内容(以下「専門領域」という。)のうちの1つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目(教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上)を履修して卒業した者又は大学院において教育に関する科目を履修した者 |                                                                         |                                |    |                         |
| (3) 専任教員の採用にあたっては、看護師等の業務から5年以上離れている者は好ましくないということを確認しているか。                                                                                                                    |                                                                         | ガイドライン第5-1(5)                  | ○  |                         |
| (4) 同一の教員が、他の養成所、課程で専任教員になっていないか。                                                                                                                                             |                                                                         | ガイドライン第5-1(6)                  | ○  |                         |
| (5) 専任教員は専門分野ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにしているか。                                                                                                                                    |                                                                         | ガイドライン第5-1(7)                  | ×  |                         |
| (6) 専任教員の担当する授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準としているか。                                                                                                                           |                                                                         | ガイドライン第5-1(10)                 | ○  |                         |
| (7) 同一の専任教員が、他の養成所、課程で教務主任になっていないか。                                                                                                                                           |                                                                         | ガイドライン第5-1(11)                 | ○  |                         |
| (8) 専任教員は専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽に努めているか。                                                                                                                    |                                                                         | ガイドライン第5-1(12)                 | ○  |                         |
| (9) 学生の生活相談、カウンセリング等を行う者が定められているか(望ましい。)                                                                                                                                      |                                                                         |                                | ○  |                         |
| また、カウンセリング等に関して当該者が支援を受けられる体制の確保等の工夫を講じているか。(望ましい。)                                                                                                                           |                                                                         | ガイドライン第5-1(13)                 |    |                         |
| (10) 専任教員の業務を支援するシステム等を積極的に活用しているか。(望ましい。)                                                                                                                                    |                                                                         | ガイドライン第5-1(14)                 | ×  |                         |
| (11) 専任教員のうち1人は教務に関する主任者であるか。                                                                                                                                                 |                                                                         | 指定規則第4条第2項第4号                  | ×  |                         |
| また、上記(2)に該当する者であり、以下のいずれかに該当しているか。<br>(該当する項目に○をつける)                                                                                                                          |                                                                         | ガイドライン第5-1(15)                 |    |                         |
| ① 専任教員の経験を3年以上有する者                                                                                                                                                            |                                                                         |                                |    |                         |
| ② 厚生労働省が認定した教務主任養成講習会修了者                                                                                                                                                      |                                                                         |                                |    |                         |
| ③ 旧厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者                                                                                                                                              |                                                                         |                                |    |                         |
| ④ 上記①から③までと同等以上の学識経験を有すると認められる者                                                                                                                                               |                                                                         |                                |    |                         |
| (12) 養成所の長が兼任である場合又は2以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置しているか。(望ましい。)                                                                                                               |                                                                         | ガイドライン第5-2(1)                  | ○  |                         |
| (13) 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合は、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員であるか。                                                                                                                      |                                                                         | ガイドライン第5-2(2)                  | ○  |                         |
| (14) 専任教員としての要件を満たす者の中に臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者が定められているか。                                                                                                                   |                                                                         | ガイドライン第5-3(1)<br>ガイドライン第5-3(2) | ×  |                         |
| (15) 実習施設等で学生の指導に当たる看護職員を実習指導教員として確保しているか(望ましい。)                                                                                                                              |                                                                         | ガイドライン第5-4(1)                  | ○  |                         |
| (16) 看護師養成所の実習指導教員は、保健師、助産師または看護師であり、3年以上当該資格の業務に従事した者であるか。                                                                                                                   |                                                                         | ガイドライン第5-4(2)                  | ○  |                         |
| (17) 臨地実習において、同一期間で実習施設が多数に及ぶ場合は、実習施設数を踏まえ適当数確保しているか(望ましい。)。なお、実習指導教員は、必要に応じて実習施設以外の場において学生の指導に当たっても差し支えないこと。                                                                 |                                                                         | ガイドライン第5-4(3)                  | ○  |                         |
| (18) 各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有しているか。                                                                                                                                      |                                                                         | ガイドライン第5-5(1)                  | ○  |                         |
| ○各科目を担当する教員は、経歴、専門分野等を十分に考慮して選任しているか。                                                                                                                                         |                                                                         | ガイドライン第5-5(2)                  | ○  |                         |
| ② 基礎分野における授業は、大学において当該分野を担当している教員以外の者が行う場合、当該分野について相当の学識経験を有する者によって行われているか(望ましい。)                                                                                             |                                                                         | ガイドライン第5-5(3)                  | ○  |                         |
| (19) 専任の事務職員がいるか。                                                                                                                                                             |                                                                         | 指定規則第4条第2項第10号                 | ○  |                         |
| 専任教員の教務事務等の業務を支援する事務職員を、学生数等を勘案して1名以上配置しているか。                                                                                                                                 |                                                                         | ガイドライン第5-6                     | ×  |                         |

看護師養成所(2年課程)自己点検表(新カリキュラム)

| 点検項目                               |                                                                                                         | 法令等           | 判定  | 確認書類         |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----|--------------|
| 4 教育に関する事項                         |                                                                                                         |               |     |              |
| 【看護師養成課程(2年課程)(定時制を含む)】            |                                                                                                         |               |     |              |
| (1) 教育の内容は以下の留意点の内容を含んでいるか。(別表3-2) |                                                                                                         | ガイドライン第6-1(1) | ○   | ・学則<br>・シラバス |
|                                    | 留意点                                                                                                     | 教育内容          | 単位数 |              |
| 基礎分野                               | 「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。                     | 科学的思考の基盤      | 8   |              |
|                                    | 人間と社会の仕組みを幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。                                                  | 人間と生活・社会の理解   |     |              |
|                                    | 国際化へ対応しうる能力、情報通信技術(ICT)を活用するための基礎的能力を養う内容を含むものとする。                                                      | 小計            | 8   |              |
| 専門基礎分野                             | 看護学の観点から人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を看護実践の基盤として学ぶ内容とする。     | 人体の構造と機能      | 10  |              |
|                                    | 臨床判断能力の基盤となる演習を強化する内容とする。                                                                               | 疾病の成り立ちと回復の促進 |     |              |
|                                    | 人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種との役割の理解等を含むものとする。    | 健康支援と社会保障制度   | 4   |              |
|                                    |                                                                                                         | 小計            | 14  |              |
| 専門分野                               | 基礎看護学では、臨床判断能力や看護の基盤となる基礎的理論や基礎的技術、看護の展開方法等を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、シミュレーション等を活用した演習を強化する内容とする。   | 基礎看護学         | 6   |              |
|                                    | コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。                                                                        |               |     |              |
|                                    | 事例等に対して、安全に看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。                                                                      |               |     |              |
|                                    | 看護師として倫理的に判断し、行動するための基礎的能力を学ぶ内容とする。                                                                     |               |     |              |
|                                    | 地域・在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し、地域における様々な場での看護の基礎を学ぶ内容とする。                                           | 地域・在宅看護論      | 5   |              |
|                                    | 地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、多職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。                                                   |               |     |              |
|                                    | 地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。                                                                                |               |     |              |
|                                    | 講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。                                                                  | 成人看護学         | 3   |              |
|                                    | 健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。                                                                       | 老年看護学         | 3   |              |
|                                    | 成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。                                            | 小児看護学         | 3   |              |
|                                    | チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。基礎的臨床判断能力を養う内容とする。                               | 母性看護学         | 3   |              |
|                                    | 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。                                                                              | 精神看護学         | 3   |              |
|                                    | 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。                                                                                     | 看護の統合と実践      | 4   |              |
|                                    | 災害の基礎的知識を含む内容とする。                                                                                       |               |     |              |
|                                    | 諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。                                                                           |               |     |              |
|                                    | 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。                                                                                    |               |     |              |
|                                    |                                                                                                         | 小計            | 30  |              |
|                                    | 知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。                                                        | 臨地実習          |     |              |
|                                    | 対象者及び家族の意思決定を支援することの重要性を学ぶ実習とする。                                                                        | 基礎看護学         | 2   |              |
|                                    | チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。                                                                                   | 地域・在宅看護論      | 2   |              |
|                                    | 保健・医療・福祉との連携、協働を通して、切れ目のない看護を学ぶ実習とする。                                                                   | 成人看護学         | 4   |              |
|                                    | 地域における多様な場で実習を行うこと。                                                                                     | 老年看護学         | 2   |              |
|                                    |                                                                                                         | 小児看護学         | 2   |              |
|                                    |                                                                                                         | 母性看護学         | 2   |              |
|                                    |                                                                                                         | 精神看護学         | 2   |              |
|                                    | 看護の統合と実践では、各専門領域での実習を踏まえ実務に即した(複数の患者を受け持つ実習、一勤務等を通した実習等)を行う。また、多職種と連携・協働しながら看護を実践する実習や、夜間の実習を行うことが望ましい。 | 看護の統合と実践      | 2   |              |
|                                    | 2年課程(通信制)については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。                                                                 | 小計            | 16  |              |
|                                    |                                                                                                         | 総計            | 68  |              |

# 看護師養成所(2年課程)自己点検表(新カリキュラム)

| 点検項目                                                                                                                                                           |                                                                                                          | 法令等                                             | 判定          | 確認書類                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------|-------------------------|
| (2) 各科目について、授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱を作成しているか。<br>作成に当たっては、別表13及び別表13-2を参照しているか。                                                                                       |                                                                                                          | ガイドライン第6-1(2)                                   | ○           | ・実習要綱                   |
|                                                                                                                                                                |                                                                                                          | ガイドライン第6-1(3)                                   | ○           | ・実習指導要綱                 |
|                                                                                                                                                                | (3) 教育課程の編成に当たっては、68単位以上の講義、実習等を行っているか。                                                                  | ガイドライン第6-2(3)                                   | ○           | ・年間教育計画<br>・時間割<br>・講義録 |
|                                                                                                                                                                | (4) 単位の計算方法等については、次のとおりになっているか。<br>講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習(臨地実習含む)及び実技については30時間から45時間の範囲で定めているか。     | ガイドライン第6-3(1)ア                                  | ○           |                         |
|                                                                                                                                                                | (5) 単位の認定に当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けていることを確認しているか。                                                          | ガイドライン第6-3(2)ア                                  | ○           | ・出席簿                    |
|                                                                                                                                                                | (6) 単位の認定に当たっては、当該科目の内容を修得していることを確認しているか。                                                                |                                                 |             | ・出勤簿                    |
|                                                                                                                                                                | (7) 他の学校等における、既履修科目の認定は適切か。<br>① 既修得単位の認定は、本人の申請に基づき個々の既修の学習内容を評価しているか。<br>② 認定は、総取得単位数の2分の1を超えない範囲であるか。 | ガイドライン第6-3(2)イ                                  | ○           | ・科目認定関係書類               |
|                                                                                                                                                                |                                                                                                          |                                                 | ○           |                         |
|                                                                                                                                                                | (8) 1週間当たりの授業時間数は、全日制の場合は30時間程度、定時制の場合は15時間から20時間程度としているか。                                               | ガイドライン第6-4(1)                                   | ○           |                         |
|                                                                                                                                                                | (9) 1日当たりの授業時間数は、6時間を上限としているか。ただし、実習の時間数については、実習病院等の運営の都合上やむを得ない場合にあっては、6時間を超えることがあっても差し支えない。            | ガイドライン第6-4(2)                                   | ○           |                         |
|                                                                                                                                                                | (10) 多様なメディアを利用した遠隔授業は、施設設備等教育上の諸条件を考慮し、専任教員との対面による授業に相当する教育効果を十分に挙げられているか。                              | ガイドライン第6-4(3)                                   | ○           |                         |
|                                                                                                                                                                | (11) 授業の方法は、学生が主体的に学ぶことができるよう、積極的に工夫を講じているか。                                                             | ガイドライン第6-4(4)                                   | ○           |                         |
|                                                                                                                                                                | (12) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみとしているか。                                                                       |                                                 | ○           |                         |
|                                                                                                                                                                | (13) 臨地実習で実践活動の場以外で行う学習は、その学習の目的、内容及び時間数を実習指導要綱等で明記しているか。                                                | ガイドライン第6-4(5)                                   | ○           |                         |
|                                                                                                                                                                | (14) 臨地実習は原則として昼間に行っているか。<br>※ 助産学実習及び看護の統合と実践においてはこの限りではない。                                             | ガイドライン第6-4(6)                                   | ○           |                         |
|                                                                                                                                                                | (15) 同一の科目の臨地実習が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないように、教育計画を配慮しているか。                                            | ガイドライン第6-4(7)                                   | ○           |                         |
| <b>5 施設設備等に関する事項</b>                                                                                                                                           |                                                                                                          |                                                 |             |                         |
| (1) 土地及び建物は、原則として設置者の所有であるか。ただし、貸借契約が長期にわたるものであり、恒久的に学校運営ができる場合を除く。                                                                                            |                                                                                                          | ガイドライン第7-1(1)                                   | ○           |                         |
| (2) 校舎は独立した建物であることが望ましいが、やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上の制約を受けることのないよう配慮しているか。                                                                                       |                                                                                                          | ガイドライン第7-1(2)                                   | ○           |                         |
| (3) 同時に授業を行う学生の数は原則として40人以下であるか。<br>授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りではない。                                                                    |                                                                                                          | 指定規則第4条第2項第5号<br>ガイドライン第7-2(1)                  | ○           | ・校舎各室一覧表                |
| (4) 指定規則等で備えることとなっている部屋があるか。(①～③の全てを満たすこと)<br>① 普通教室(同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の教室であること。)<br>② 実習室及び在宅看護実習室は専用であるか。<br>(ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用可)<br>③ 図書室は専用であるか(望ましい。) |                                                                                                          | 指定規則第4条第2項第6号<br>指定規則第4条第2項第7号<br>ガイドライン第7-2(3) | ○<br>○<br>○ | ・校舎の配置図<br>・平面図         |
| (5) 看護師養成所と准看護師養成所とを併設する場合において同一の教室を共用して、教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているか。                                                                     |                                                                                                          |                                                 | ／           |                         |
| (6) 2年課程(通信制)とそれ以外の課程とが同一の普通教室を共用とする場合、学生の自己学習のための教室が他に設けられているか。                                                                                               |                                                                                                          | ガイドライン第7-2(2)                                   | ○           |                         |
| (7) 看護師養成所等と助産師養成所を併設する場合において同一の普通教室を共用して、教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているか。                                                                    |                                                                                                          |                                                 | ／           |                         |
| (8) 図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有しているか。                                                                                                          |                                                                                                          | ガイドライン第7-2(3)                                   | ○           |                         |
| (9) 教育上支障があるにもかかわらず、実習室と在宅看護実習室とを兼用していないか。                                                                                                                     |                                                                                                          | ガイドライン第7-2(4)                                   | ○           |                         |
| (10) 2以上の養成所若しくは課程を併設し、実習室を共用する場合、以下の条件を満たしているか。<br>設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障が生じていないこと。<br>学生の自己学習のための場の確保について、運用上、十分に配慮されていること。                         |                                                                                                          | ガイドライン第7-2(5)                                   | ／           |                         |
| (11) 以下、設置が望ましい施設について設置しているか。 ○×をつける<br>× 視聴覚教室 ○演習室 ○情報処理室 ×学校長室 ○教員室<br>○事務室 ○応接室 ×研究室 ○教材室 ○面接室 ○会議室<br>○休養室 ○印刷室 ○更衣室 ○倉庫 ○講堂                              |                                                                                                          | ガイドライン第7-2(7)                                   | ×           |                         |

看護師養成所(2年課程)自己点検表(新カリキュラム)

| 点検項目                     |                                                                 | 法令等           | 判定 | 確認書類   |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------|----|--------|
| (12)                     | 臨床場면을擬似的に体験できるような用具や環境を整備しているか(望ましい。)                           | ガイドライン第7-2(8) | ○  |        |
| (13)                     | 2以上の養成所又は課程を併設する場合、共用とする施設設備は機能的に配置し、かつ、養成所又は課程ごとにまとまりを持たせているか。 | ガイドライン第7-2(9) | ○  |        |
| (14)                     | 総定員数を考慮し教育環境を整備しているか。                                           |               | ○  |        |
| (15)                     | 専門領域の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有しているか。                           |               | ○  |        |
| (16)                     | 2以上の課程を併設し、実習室を共用する場合において、課程数以上の数の実習室を有しているか(望ましい。)             | ガイドライン第7-5(1) | ／  |        |
| (17)                     | 実習室は、学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11㎡以上であるか。                           |               | ○  |        |
| (18)                     | 実習室に沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水設備等を有しているか。                                | ガイドライン第7-5(2) | ○  |        |
| (19)                     | 校内実習に要する機械器具等を格納する場所を備えているか。                                    |               | ○  |        |
| (20)                     | 以下の教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有しているか。                                 | 指定規則第4条第2項第8号 | ○  |        |
| 別表9 機械器具、模型及び図書(看護師養成所)  |                                                                 | ガイドライン第7-7(1) |    | ・備品類目録 |
| 品 名                      |                                                                 | 数 量           |    |        |
| ベッド                      |                                                                 |               |    |        |
| 成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なものを含む) | 学生4人に1                                                          |               | ○  |        |
| 小児用ベッド                   | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 新生児用ベッド                  | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 保育器                      | ※                                                               |               | ○  |        |
| 床頭台                      | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| オーバーベッドテーブル              | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 患者用移送車(ストレッチャー)          | 1                                                               |               | ○  |        |
| 担架                       | ※                                                               |               | ○  |        |
| 実習用モデル人形                 |                                                                 |               |    |        |
| 看護実習モデル人形                | 学生10人に1                                                         |               | ○  |        |
| 注射訓練モデル                  | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 静脈採血注射モデル                | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 気管内挿管訓練モデル               | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 救急蘇生人形                   | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 経管栄養訓練モデル                | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 吸引訓練モデル                  | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 導尿訓練モデル                  | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 浣腸訓練モデル                  | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 乳房マッサージ訓練モデル             | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 沐浴用人形                    | 学生4人に1                                                          |               | ○  |        |
| ファントム                    | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 看護用具等                    |                                                                 |               |    |        |
| 洗髪用具一式                   | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 清拭用具一式                   | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 沐浴槽                      | 学生4人に1                                                          |               | ○  |        |
| 排泄用具一式                   | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 口腔ケア用具一式                 | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 電法用具一式                   | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 処置用具等                    |                                                                 |               |    |        |
| 診察用具一式                   | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 計測器一式                    | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 救急処置用器材一式                | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 人工呼吸器                    | ※                                                               |               | ○  |        |
| 注射用具一式                   | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 経管栄養用具一式                 | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 浣腸用具一式                   | 適当数                                                             |               | ○  |        |
| 洗浄用具一式                   | 適当数                                                             |               | ○  |        |

看護師養成所(2年課程)自己点検表(新カリキュラム)

| 点検項目                                                                                                                              |                                                            | 法令等           | 判定 | 確認書類 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------|----|------|
| 品 名                                                                                                                               | 数 量                                                        |               |    |      |
| 処置台又はワゴン                                                                                                                          | ベッド数                                                       |               | ○  |      |
| 酸素吸入装置及び酸素ポンプ                                                                                                                     | ※                                                          |               | ○  |      |
| 吸入器                                                                                                                               | ※                                                          |               | ○  |      |
| 吸引装置又は吸引器                                                                                                                         | ※                                                          |               | ○  |      |
| 心電計                                                                                                                               | ※                                                          |               | ○  |      |
| 輸液ポンプ                                                                                                                             | ※                                                          |               | ○  |      |
| 機能訓練用具                                                                                                                            |                                                            |               |    |      |
| 車椅子                                                                                                                               | 適当数                                                        |               | ○  |      |
| 歩行補助具                                                                                                                             | ※                                                          |               | ○  |      |
| 自助具(各種)                                                                                                                           | 適当数                                                        |               | ○  |      |
| 在宅看護用具                                                                                                                            |                                                            |               |    |      |
| 手すり付き風呂                                                                                                                           | 1                                                          |               | ○  |      |
| 車椅子用トイレ                                                                                                                           | 1                                                          |               | ○  |      |
| 低ベッド                                                                                                                              | 1                                                          |               | ○  |      |
| リネン類(各種)                                                                                                                          | 適当数                                                        |               | ○  |      |
| 模型                                                                                                                                |                                                            |               |    |      |
| 人体解剖                                                                                                                              | 1                                                          |               | ○  |      |
| 人体骨格                                                                                                                              | 1                                                          |               | ○  |      |
| 血液循環系統                                                                                                                            | 1                                                          |               | ○  |      |
| 頭骨分解                                                                                                                              | 1                                                          |               | ○  |      |
| 心臓解剖                                                                                                                              | 1                                                          |               | ○  |      |
| 呼吸器                                                                                                                               | 1                                                          |               | ○  |      |
| 消化器                                                                                                                               | 1                                                          |               | ○  |      |
| 脳及び神経系                                                                                                                            | 1                                                          |               | ○  |      |
| 筋肉                                                                                                                                | 1                                                          |               | ○  |      |
| 皮膚裁断                                                                                                                              | 1                                                          |               | ○  |      |
| 目, 耳の構造                                                                                                                           | 1                                                          |               | ○  |      |
| 歯の構造                                                                                                                              | 1                                                          |               | ○  |      |
| 鼻腔, 咽頭, 喉頭の構造                                                                                                                     | 1                                                          |               | ○  |      |
| 腎臓及び泌尿器系                                                                                                                          | 1                                                          |               | ○  |      |
| 骨盤径線                                                                                                                              | 1                                                          |               | ○  |      |
| 妊娠子宮                                                                                                                              | 1                                                          |               | ○  |      |
| 胎児発育順序                                                                                                                            | 1                                                          |               | ○  |      |
| 受胎原理                                                                                                                              | 1                                                          |               | ○  |      |
| 栄養指導用フードモデル(各種)                                                                                                                   | 適当数                                                        |               | ○  |      |
| 視聴覚教材                                                                                                                             |                                                            |               |    |      |
| 映像・音声を記録・再生する装置一式                                                                                                                 | 適当数                                                        |               | ○  |      |
| 教材DVD等                                                                                                                            | 適当数                                                        |               | ○  |      |
| プロジェクター                                                                                                                           | 適当数                                                        |               | ○  |      |
| ワイヤレスマイク                                                                                                                          | 適当数                                                        |               | ○  |      |
| その他                                                                                                                               |                                                            |               |    |      |
| パーソナルコンピューター                                                                                                                      | 適当数                                                        |               | ○  |      |
| 複写機, プリンター                                                                                                                        | 適当数                                                        |               | ○  |      |
| 図書                                                                                                                                |                                                            |               |    |      |
| 基礎分野に関する図書                                                                                                                        | 1, 000冊以上                                                  |               | ○  | 図書目録 |
| 専門基礎分野及び専門分野に関する図書                                                                                                                | 1, 500冊以上                                                  |               | ○  |      |
| 学術雑誌                                                                                                                              | 20種類以上                                                     |               | ○  |      |
| ※の機械器具については, 教育内容や方法に合わせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また, 視聴覚教材は, 同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については, 電子書籍でも可能ではあるが, 学生が使用できる環境を整えること。 |                                                            |               |    |      |
| (21)                                                                                                                              | 看護師養成所等と助産師養成所を併設し, 同一の機械器具等を共用する場合, 教育を異なった時間帯において行っているか。 | ガイドライン第7-7(1) | ／  |      |

# 看護師養成所(2年課程)自己点検表(新カリキュラム)

| 点検項目                                                                                                                                    |                | 法令等           | 判定       | 確認書類 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------|----------|------|
| (22) 機械器具, 模型及び図書は, 学生定員数に応じ, 適宜補充し更新しているか。                                                                                             |                | ガイドライン第7-7(2) | ○        |      |
| <b>6 実習に関する事項</b>                                                                                                                       |                | 指定規則第4条第2項第9号 |          |      |
| (1) 実習指導者は, 担当する領域について相当の学識経験を有し, かつ, 原則として必要な研修(実習指導者講習会)を受けた者であるか。                                                                    | ガイドライン第8-1     | ○             | ・実習施設一覧表 |      |
| (2) 教育内容に応じて病院のほか多様な実践活動の場を実習施設として設定しているか。ただし, 当該実習施設に関連する法令等で定められている基準を満たしていること。                                                       | ガイドライン第8-2(1)  | ○             |          |      |
| (3) 実習施設は, 原則として養成所が所在する都道府県内にあるか。学生の利便性等の観点から, 養成所が所在する都道府県外の実習施設を確保する場合にあっては既に実習を行っている看護師等養成所の実習体制への影響に十分配慮しているか。                     | ガイドライン第8-2(2)  | ○             |          |      |
| (4) 実習病院が同時に受け入れる学生数は, 実習の質担保の観点から, 実習施設の規模や実習内容を勘案し, 看護師等養成所と実習施設との間において十分な調整を図り, 専任教員, 実習指導教員又は実習指導者による適切な実習指導体制を確保した上で, 適切な数を定めているか。 | ガイドライン第8-2(3)  | ○             |          |      |
| (5) 多数の学校又は養成所が実習を行う場合には, 全体の実習計画の調整をしているか。                                                                                             |                | ○             |          |      |
| (6) 実習施設には, 実習に必要な看護用具が整備, 充実されているか。                                                                                                    | ガイドライン第8-2(4)  | ○             |          |      |
| (7) 実習施設には, 学生の更衣及び休憩が可能な場所や実習効果を高めるために専任教員, 実習指導教員又は実習指導者と討議等が実施できる場所が設けられているか(望ましい。)                                                  | ガイドライン第8-2(5)  | ○             |          |      |
| (8) 承認を受けていない実習施設を利用していないか。                                                                                                             | 施行令第13条第1項     | ○             |          |      |
| ① 実習施設として病院に加えて, 診療所, 訪問看護ステーション, 保健所, 市町村保健センター, 精神保健福祉センター, 助産所, 介護老人保健施設, 介護老人福祉施設, 地域包括支援センター, 保育所その他の社会福祉施設等を適宜確保しているか。            | ガイドライン第8-5(1)  | ○             |          |      |
| ② 基礎看護学及び成人看護学実習においては学生の1人につき1カ所以上の病院において実習を行っているか。                                                                                     |                | ○             |          |      |
| (9) 実習施設は, 以下の要件を満たしているか。                                                                                                               |                |               | ・実習施設概要  |      |
| ① 病院の場合                                                                                                                                 | ガイドライン第8-5(2)  |               |          |      |
| ア 看護職員の半数以上が看護師であること。                                                                                                                   |                | ○             |          |      |
| イ 看護組織が以下のいずれにも該当していること。                                                                                                                |                | ○             |          |      |
| ○ 看護部門としての方針が明確であること。                                                                                                                   |                | ○             |          |      |
| ○ 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。                                                                                                            |                | ○             |          |      |
| ○ 看護師の院内教育及び看護職員に対する継続教育が計画的に実施され, 学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。                                                                           |                | ○             |          |      |
| ウ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするための看護基準が作成され, 常時活用されていること。さらに, 評価され見直されていること。                                                                    |                | ○             |          |      |
| エ 看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順が作成され, 常時活用されていること。さらに評価され見直されていること。                                                                           |                | ○             |          |      |
| オ 看護に関する諸記録が以下の通り適正に行われていること。                                                                                                           |                | ○             |          |      |
| ○ 看護記録(患者の症状, 観察事項等, 患者の反応を中心とした看護の過程(計画, 実施, 実施後の評価)を記録したもの)が正確に作成されていること。                                                             |                | ○             |          |      |
| ○ 各患者に対する医療の内容が正確に, かつ確実に記録されていること。                                                                                                     |                | ○             |          |      |
| ○ 患者のケアに関するカンファレンスが行われ, 記録が正確に作成されていること。                                                                                                |                | ○             |          |      |
| カ 学生が実習する看護単位に, 実習指導者が2人以上配置されていること(望ましい。)                                                                                              |                | ×             |          |      |
| ② 病院以外の場合                                                                                                                               | ガイドライン第8-5(3)  |               |          |      |
| ア 医療法, 介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。                                                                                                  |                | ○             |          |      |
| イ 業務に係る手順が整備され, 必要な記録が作成されていること。                                                                                                        |                | ○             |          |      |
| ウ 学生の指導を担当できる適当な看護師を実習指導者とみなすことができること。                                                                                                  |                | ○             |          |      |
| エ 看護職員が配置されていない施設においては, 看護師養成所の専任教員又は実習指導教員による指導を学生が必要時受けられる体制を整備すること。                                                                  |                | ○             |          |      |
| (10) 看護師が配置されていない施設における実習の単位数は, 指定規則に定める単位数の3割以内で定めているか。                                                                                | ガイドライン第8-5(4)  | ○             |          |      |
| (11) 訪問看護ステーションについては, 次の要件を満たしているか。                                                                                                     |                |               |          |      |
| ① 複数の訪問看護専任者がいること。                                                                                                                      | ガイドライン第8-5(5)  | ○             |          |      |
| ② 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ, 看護記録が整備されていること。                                                                                                    |                | ○             |          |      |
| <b>7 管理及び維持経営に関する事項</b>                                                                                                                 |                |               |          |      |
| (1) 管理及び維持経営の方法が確実であるか。                                                                                                                 | 指定規則第4条第2項第11号 | ○             | ・学則      |      |

## 看護師養成所(2年課程)自己点検表(新カリキュラム)

| 点検項目                                                                                                                                                                           |                                                         | 法令等                      | 判定 | 確認書類     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------|----|----------|
| ① 養成所の運営に係る職員の所掌事務及び組織が明確に定められているか。                                                                                                                                            |                                                         | ガイドライン第9-1               | ○  | ・各種規程    |
|                                                                                                                                                                                | ② 養成所の運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されているか。                    |                          | ○  | ・各種書類    |
|                                                                                                                                                                                | ③ 養成所の運営に関する諸書類が保管されているか。                               | ガイドライン第9-2               | ○  | ・職員名簿    |
|                                                                                                                                                                                | ④ 教育環境を整備するために必要な措置を講じているか。                             | ガイドライン第9-3               | ○  | ・出勤簿     |
|                                                                                                                                                                                | ⑤ 運営経費において、講師謝金、図書費等のほか、必要に応じて、機械器具費、専任教員の研修費等を計上しているか。 | ガイドライン第9-4               | ○  |          |
| (2) 教育活動その他の養成所運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しているか。                                                                                                                                 |                                                         | ○                        |    |          |
| 評価については、「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」報告書(平成15年7月25日)等を参照しているか。                                                                                                                |                                                         | ガイドライン第9-5               |    |          |
| 8 その他                                                                                                                                                                          |                                                         |                          |    |          |
| (1) 変更承認もしくは届出書の提出が必要とされる学則等の変更について、必要な手続きを経ずに変更し、運用していないか。                                                                                                                    |                                                         | 施行令第13条第1項<br>指定規則第8条第1項 | ○  | ・過去の申請書類 |
| ○ 変更にあたり事前に承認が必要な事項<br>・課程                  ・修業年限                  ・教育課程                  ・入学(入所)定員<br>・校舎の各室の用途及び面積                  ・実習施設                                    |                                                         |                          |    |          |
| ○ 変更の日から1ヶ月以内に届出が必要な事項<br>・設置者の氏名及び住所(名称及び主たる事務所の所在地)<br>・養成施設の名称、位置(所在地)<br>・学則(課程、修業年限、教育課程、入学(入所)定員の変更は事前に承認申請が必要。)                                                         |                                                         | 施行令第13条第2項<br>指定規則第8条第2項 | ○  |          |
| (2) 個人情報に関する取り決め事項についてはどのようにしているか。                                                                                                                                             |                                                         |                          |    |          |
| (3) 教員、学生へのコンピューターの管理についてはどのようにしているか。                                                                                                                                          |                                                         |                          |    |          |
| (4) 学内実習への学生への説明についてはどのようにしているか。                                                                                                                                               |                                                         |                          |    |          |
| (5) 学生の起こす事故の報告方法についてはどのようにしているか。                                                                                                                                              |                                                         |                          |    |          |
| 点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載) * スペースが不足する場合は、空欄や別に記載<br>別紙 参照                                                                                                            |                                                         |                          |    |          |
| ※記載要領<br>①事項ごとに適否の判定を行う。<br>②判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。<br>③確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。<br>なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。 |                                                         |                          |    |          |
| 実施日： 令和7年5月19日<br>設置者氏名：松下兼介<br>記載者氏名：徳永美代子                                                                                                                                    |                                                         |                          |    |          |

## 別紙

### 看護師養成所 自己点検表（新カリキュラム）

たちばな医療専門学校

#### 3 教員に関する事項について

(1) ①教員数は専任教員 5 名と副校長 1 名です。

(5) 上記(1)のため基礎看護学及び地域・在宅看護学の専任教員が不足であるが、基礎看護学には全ての教員が携わって講義科目や実習を担当しており、地域・在宅看護には、非常勤講師による講義・実習を担当してもらい学生の指導に支障をきたさないようにしている。

(10) 具体的なシステムの導入はまだであるが、教員が学生への指導に専念し教育効果を上げられるような業務支援システム、情報通信技術などの情報は収集していきたい。

(11) 教務主任はいないため、副校長が兼任している。

(14) 実習調整者はいないが、教員が協力して代行している。

(19) 教務事務の配置未定。

#### 5 施設設備等に関する事項

(11) 視聴覚教室はないが、各教室にパソコン、プロジェクター、カメラ、スピーカー、テレビ、プレーヤーなどの設備を揃えて講義を行っている。研究室に関しては設備予定なし。また、学校長室という専用の部屋はないが、事務室内に学校長用の机・いすを設置してエリアを設けている。

#### 8 その他

(2) 個人情報に関する取り決めについては、以下のことを行っている。

1. 学生の個人情報に関しては、学校ホームページ掲載やパンフレットへの写真掲載等に同意の有無を書面で確認している。タブレット端末貸出しの際は個人情報流出防止に関する説明をし、同意書を保管している。

2. 実習における患者の個人情報に対する守秘義務は臨地実習要項に記載しており、実習オリエンテーションの時に口頭でも説明している。また、実習開始時は個人情報保護に関する誓約書を記載している。このように学校生活のさまざまな場面で個人情報の管理を行っているが、全体的な総括したものに整備していく。

(3) 教員は各自 1 台ずつ登録番号で管理された学校のパソコンを使用している。パソコンはセキュリティーソフトを導入し、学校から持ち出し禁止、終業時のシャットダウンを徹底している。

学生は情報科学の講義でパソコンを使用する際はパスワードを使用、その他インターネット閲覧や資料作成は自由にできるが、放課後は教員が情報科学室内の点検を行い、施錠する。最近は遠隔授業等のタブレット端末は同意書を記載後、貸出している。

(4) 実習前に学生へオリエンテーションを行っている。

(5) 事故発生時の報告経路を実習要項に記載し説明している。実際に事故が発生した場合は学生から報告を受け、対応する。その後インシデント・アクシデントレポートで振り

返りをを行っている。

実習以外の学校生活に関わる事故が発生した場合は、学校へ速やかに報告する体制が  
できている。

令和7年5月16日